

八戸市建築物における 駐車施設の附置等に関する条例の改正について

平成 25 年 10 月 1 日から施行します

都市に建設される大規模な建築物には、その建築物に目的を持った自動車のための駐車施設を、建築物の敷地内に整備することが、駐車場法第 20 条により義務づけられていて、その対象となる建築物の規模(台数)などは、地方公共団体が条例により定めることになっています(附置義務制度)。

1. 条例の目的

当条例は、市街地における駐車場不足に伴う交通渋滞に対応するため、駐車場の整備促進を目的に、一定規模以上の建築物に対して駐車施設の附置を義務づけるもので、昭和 44 年に制定されたものです。

(昭和 51 年一部改正、平成 8 年全部改正、平成 25 年一部改正)

2. 改正の理由

現在、中心市街地をはじめ、当条例適用地域内では、条例に基づく駐車施設の附置や民間駐車場の立地により、駐車台数は十分に確保され、加えて、近年の自動車交通量の減少などから、駐車場不足による交通渋滞は解消されています。

今回の改正は、以上のような駐車需要の現状を踏まえ、駐車施設の附置義務の基準を一部改正するものです。

3. 主な改正内容

- ・ 条例の適用地域から駐車場整備地区を削除します。
- ・ 一般車両の駐車施設の附置義務を廃止します。
- ・ 建築物の敷地外に駐車施設を設けることができる特例を廃止します。

4. 改正後の条例の概要

条例の適用地域	都市計画法上の商業地域及び近隣商業地域
条例の適用建築物	特定用途※1 に供する部分の床面積が 2,000m ² を超える建築物
駐車施設の附置	建築物の用途と床面積に応じて算定した台数以上の荷さばき車両用の駐車施設を、建築物の敷地内に設けなければならない。
駐車マスの規模	1 台につき幅 3m 以上、奥行 7.7m 以上、はり下高 3m 以上
届出について	(着工前) ・ 条例の適用建築物を新築、増築又は用途の変更をする場合、建築確認申請前までに届出書の提出が必要です。 ・ 届出事項を変更する場合、変更届出書の提出が必要です。 (完了時) ・ 完了届の提出が必要です。 ・ 書類確認後、現地検査を行います。

※1 特定用途・・・自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途。

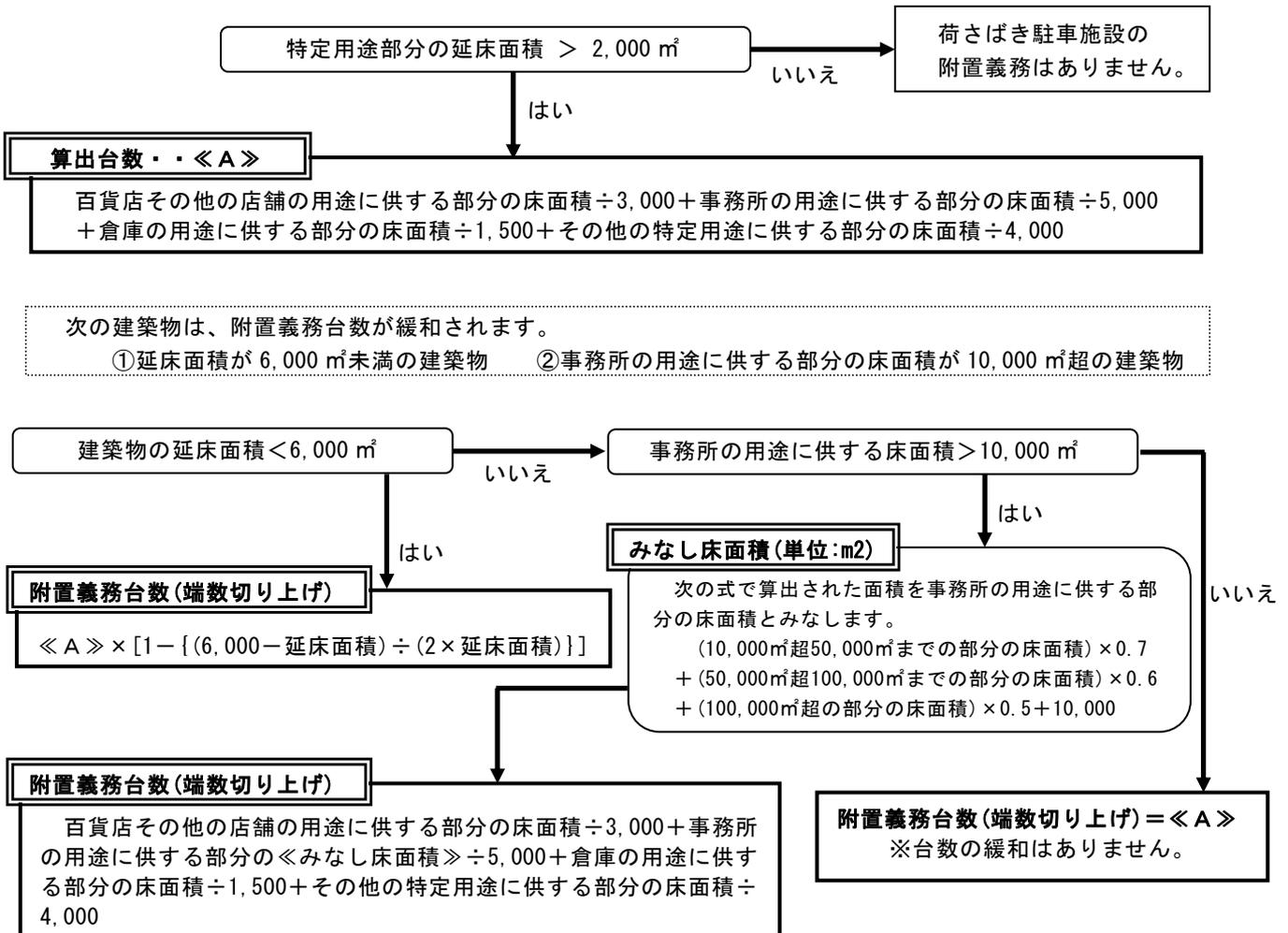
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場

5. 届出済みの附置義務駐車施設について

平成 25 年 10 月 1 日以降は、一般車両の駐車施設への制約は解除となりますので、届出済みの一般車両の駐車施設を廃止又は駐車台数を増減する場合の届出は不要となります。

6. 附置義務駐車台数の算定方法

I. 荷さばき駐車施設の附置義務台数 計算フローチャート



【届出窓口・お問い合わせ先】

八戸市 都市整備部 都市政策課 都市計画グループ（市庁別館 6 階）

TEL 0178-43-9420 / FAX 0178-41-2302

Eメール toshisei@city.hachinohe.aomori.jp